

○ 文部科学省
厚生労働省 令第一号

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項及び第二項並びに第十八条の二第一項並びにあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号）第一条第一項、第三条第二項及び第三項（これらの規定を同令第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第九条の規定に基づき、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

厚生労働大臣 塩崎 恭久

あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令

あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年
文部省
厚生省 令第二

号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「五人」を「六人」に改め、「若しくは同表専門分野の項第四号」を削り、「三人」を「

四人」に、「四人」を「五人」に改め、同条第八号中「視覚障害者」の下に「（法第十八条の二第一項に規定する視覚障害者をいう。第十一号において同じ。）」を加え、同条第十号中「基礎医学実習室及び実技実習室」を「実習室」に改め、同条第十一号中「基礎医学実習室の面積は生徒一人につき三・三一平方メートル以上、実技実習室の面積は一ベッドにつき六・三平方メートル」を「実習室の面積は生徒一人につき二・一平方メートル」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、視覚障害者である生徒に対する教育を行うあん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設における実習室については、その面積が生徒一人につき二・一平方メートル以上で、かつ、視覚障害者である生徒が実習を行うのに適当なものであること。

第二条中第十六号を第十八号とし、第十五号を第十七号とし、第十四号の次に次の二号を加える。

十五 臨床実習を行うのに適当な施術所その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十六 前号の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。

第四条中「万国式試視力表によつて測つた両眼の視力（屈折異常がある者については、両眼の矯正視力と

する。)が○・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度」を「両眼の視力がおおむね○・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度」に改める。

第五条中「令第一条」を「令第一条第一項」に、「第十六号」を「第十八号」に改める。

第七条第一項中「第九号」を「第十一号」に改め、同項中第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十 実習施設の名称、場所及び開設者の氏名（法人にあつては、名称）並びに概要

十一 実習施設における最近一年間のあん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうの施術を受けた者の延べ数

第七条に次の一項を加える。

3 法第二条第二項又は前項の申請書には、実習施設における実習を承諾する旨の当該実習施設の開設者の承諾書を添えなければならない。

第八条第二項中「又は同項第五号」を「、同項第五号」に改め、「同じ。」の下に「又は前条第一項第

十号若しくは第十一号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、同項第十号に掲げる事項の変更に伴い同項第十一号に掲げる事項を変更する場合に限る。以下この条及び次条第二号において同じ。）を加え、同条第三項中「又は同項第五号」を「、同項第五号に掲げる事項又は同項第十号若しくは第十一号」に改め、同条に次の一項を加える。

4 令第三条第二項の規定による届出又は令第八条の規定により読み替えて適用する同項の規定による通知（前条第一項第十号又は第十一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）は、前条第三項に規定する承諾書を提出して行わなければならない。

第八条の二第二号中「事項」の下に「（第七条第一項第十号又は第十一号に掲げる事項を除く。）」を加える。

別表第一（備考を除く。）を次のように改める。

別表第一（第二条及び第五条関係）

あん摩	はり師	きゆう	あん摩	あん摩	はり師	あん摩
マツサ		師	マツサ	マツサ	きゆう	マツサ

専門基礎分野		基礎分野	教育内容	
回復の促進	機能	科学的思考の 基盤 人間と生活	単位数	圧師 ージ指
ち、予防及び	疾病の成り立	十二	十四	単位数
十二	十二	十四	単位数	
十二	十二	十四	単位数	
十二	十二	十四	単位数	り師 圧師は ージ指
十二	十二	十四	単位数	ゆう師 圧師き ージ指
十二	十二	十四	単位数	師
十二	十二	十四	単位数	ゆう師 り師き 圧師は ージ指
運動学を含む。		コミュニケーションを含む。	備考	

			専門分野		
保健医療福祉	とあん摩マツ	サージ指圧、	はり及びきゆうの理念	基礎あん摩マツサージ指圧	学
三				七	十一
三				八	十一
三				八	十一
三				九	十三
三				九	十三
三				九	十三
三				九	十五
三 社会保障制度及び職業倫理を含む。				東洋医学概論及び経路経穴を含む。	あん摩マツサージ指圧、はり及びきゆうの適応の判断

臨床実習	実習	社会きゆう学 社会はり学 学	社会あん摩マ ツサージ指圧	臨床はり学 臨床きゆう学
四	十		二	
四	十二		二	
四	十		二	
四	十五		二	
四	十三		二	
四	十五		二	
四	十九		二	
三単位以上は、学校若しくは養成施設	試験等を含む。	施術所における臨床実習前施術実技		病態生理学並びに生体観察を含む。

別表第一の備考第三号を次のように改める。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、あん摩マツサー

合 計		
	総合領域	
八十五	十	
八十八	十	
八十六	十	
九十四	十	
九十二	十	
九十四	十	
百	十	
	。 指圧、はり及びきゆうの歴史を含む	設附属の実習施設 又はあん摩マツサー ージ指圧、はり及 びきゆうを行う施 術所において行う こと。

ジ指圧師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十一単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十単位以上）、はり師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十四単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十三単位以上）、きゅう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十二単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十一単位以上）、あん摩マツサージ指圧師及びはり師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四十七単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十八単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十七単位以上）、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十九単位以上）、

あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十六単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野五十五単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表第一の備考第四号中「二十六単位」を「四十単位」に、「十六単位」を「三十単位」に、「三十二単位」を「五十五単位」に、「二十二単位」を「四十五単位」に改める。

別表第二専門分野の項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項の認定を受けている学校又は養成施設（次条において「改正前認定学

校養成施設」という。)においてあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後のあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則(以下「新規則」という。)別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 改正前認定学校養成施設における新規則第二条第七号に規定する専任教員の数については、同号の規定にかかわらず、平成三十二年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

第四条 この省令の施行の日(次条において「施行日」という。)前にこの省令による改正前のあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則(次条において「旧規則」という。)別表第二専門分野の項第四号に掲げる者に該当する教員としての経験を有する者については、新規則別表第二の規定にかかわらず、当分の間、教員として同表の専門分野の項の上欄に掲げる教育内容を教授することができる。

第五条 施行日前に旧規則別表第二専門分野の項第四号に掲げる者に該当する教員としての経験を有する者が前条の規定により施行日以後教員として同表の専門分野の項の上欄に掲げる教育内容を教授する場合に

おける新規則第二条第七号の規定の適用については、同号中「掲げる者」とあるのは、「掲げる者若しくはあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省・厚生労働省令第一号）附則第四条の規定により同令の施行の日以後教員として別表第二の専門分野の項の上欄に掲げる教育内容を教授する者」とする。